

租税回避の経済学：不完備契約としての租税法^{*1}

渡辺 智之^{*2}

要 約

経済活動のグローバル化や情報通信技術の発展などを背景にして、租税回避の問題が大きな注目を浴びるようになってきているが、租税回避に関する経済学的分析はまだほとんど行われていない。その結果、経済学においては、租税回避と脱税、あるいは租税回避と節税の区別すら必ずしも明確には行われてこなかったのではないだろうか。本稿は、「法と経済学」の成果を援用しつつ、租税回避の経済学的な位置付けとその社会厚生上の評価にとりかかろうとする試みである。

本稿ではまず、租税法の不完備な性格と納税者のインセンティブを考えると、租税回避は必然的に発生することを述べる。次に、租税回避を「否認されるかもしれないタックス・プランニング」と規定した上で、租税回避行動の簡単なモデルを提示する。その上で、租税回避が租税法の不完備性を補完する役割を持っていることを評価して、租税回避を根絶することは不可能だけでなく、必ずしも望ましくないと主張する。一方、租税回避を納税者の最適化行動に委ねた場合には、租税回避が社会的に最適な程度を超えてしまう可能性が強いことから、何らかの租税回避抑制策が必要なことを述べるとともに、いくつかの具体的な抑制策とその効果について検討する。

I. はじめに

近年、経済活動のグローバル化や情報通信技術の発展などを背景にして、租税回避の問題が大きな注目を浴びるようになってきている。租税回避については、既に多くの研究成果の蓄積があるが、これまでの研究は（特に、日本においては）、ほとんどが法律学的観点から書かれたものであり、経済学的な観点からの検討は非常に限られている。もちろん、租税回避は第一義的には法律的な問題である。従って、それに対して経済学的なアプローチをとろうとすれば、

必然的に「法と経済学」と呼ばれる分野に足を踏み入れることになる。

以下、本稿は、第Ⅱ節で、租税回避とはどういうことであるのかを脱税との違いという文脈で考える。租税回避と脱税は法律적으로는全く異なったものであるが、その違いは経済学のコンテキストでは必ずしも明確に意識されてこなかったからである。第Ⅲ節で、租税回避に対して、経済学的な見地からの評価を行う準備として、「法と経済学」の成果を援用しつつ、租税に関

* 1 財務総合政策研究所及び租税法研究会において行った報告において、本稿のドラフトに対して、多くの有益なコメントをいただいた。更に、中央大学アカウンティングスクールにおける筆者のゼミ生からいくつかのコメントを得た。なお、言うまでもなく、本稿に残る誤りは筆者のものである。

* 2 中央大学アカウンティングスクール教授。財務総合政策研究所特別研究官。

する法律関係の性質を検討する。そこでは、租税回避問題の発生とその問題への対応は、不完備契約である租税法を補完するという役割を持ちうるという仮説を述べる。第Ⅳ節で、以上の議論を前提に、簡単なモデルを用いて、租税回避の厚生経済学的見地からの評価（但し、あくまでも経済効率性の観点からの評価に限定し、公平性の観点からの評価は行わない）をどのよ

うに行っているかについて検討する。最後に、課税問題に対する「法と経済学」のアプローチの重要性を主張する。なお、筆者は「租税回避という現象を抽象的ないし理論的に議論するだけでは不十分」（中里（2002）；p.165）であることは認識しており、本稿の内容は、租税回避に対する経済学的アプローチのあくまで序論的なものにすぎないことを強調しておきたい。

Ⅱ．租税回避と脱税

租税法においては、租税回避と脱税は峻別されているが、経済学においては、必ずしも両者の違いが明確に区別されていない場合がある。大雑把に言えば、脱税は非合法な手段で税負担を減少させることであるのに対し、租税回避は、合法ではある（と納税者は考えている）が法律の予定していない手段によって税負担を減少させることである。このように、脱税と租税回避の区別は、基本的に法律的観点から行われるものであり、両者の区別は租税法の立場からは極めて重要なものである。

租税法における租税回避の定義は必ずしも簡単なものではない。例えば、代表的な定義として、金子（2002；p.121）は、租税回避を「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的あるいは経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」であるとしている。この定義は注意深く書かれているが、経済学者にとってはわかりやすいものではない。（本稿

は、このように定義される租税回避について、経済学的観点から検討を加えようとするものである。）

なお、金子（2002）は、租税回避と脱税の相違について、「脱税が課税要件の充足の全部又は一部秘匿する行為であるのに対し、租税回避は、課税要件の充足そのものを回避する行為である」と説明している。また、租税回避と節税の相違については、「節税が租税法が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為であるのに対し、租税回避は、租税法が予定していない異常な法形式を用いて税負担の減少を図る行為である」と説明している¹⁾。一方、中里（1998；p.35）では、節税を「否認されないタックス・プランニング」、租税回避を「否認されるかもしれないタックス・プランニング」と説明している²⁾。

租税回避が、租税法の立場から上記のように規定されたとしても、租税回避と脱税は結局どこが違うのか、という素朴な疑問は残りうる。租税回避は、税の仕組みに精通した専門家が、租税法の間隙について行うものであり、税負担を軽減するための複雑かつ不自然な取引のスキ

1) 但し、それに続けて、「もっとも、節税と租税回避の限界は、必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によってきめざるをえない」と述べている。

2) 本稿第Ⅳ節では、租税回避の「否認されるかもしれないタックス・プランニング」という性格に着目して、租税回避の簡単なモデルを提示する。

ームを伴う場合も多い。それがいかに合法的なものであると主張されたとしても、一般人の観点からは納得しきれない部分が残ってしまう。一方、単純な無知による申告漏れであっても、脱税として取り扱われることになるが、そのようなケースと比較すれば、むしろ租税回避の方が悪質に思える場合もあるかもしれない。

もう少し経済学的な（しかし素朴な）観点から脱税と租税回避の比較を試みてみよう。10人の同じ効用関数を持った人々からなる社会を考える。各人の所得は100万円であり、その社会の政府は10%の所得税を徴収して、その税収で（純粋）公共財を提供しているものとする。税引き後の所得は消費される。各人の効用関数を、 $U(C, G)$ （ここで、 C は私的消費の水準、 G は公共財消費の水準である。）とすると、各人がきちんと納税すれば各人の効用は $U(90万円, 100万円)$ の水準である。ここで、10人のうちの一人であるX氏が、租税回避を行い、自分の課税所得をゼロにしたものとしよう。この場合、X氏の効用の水準は $U(100万円, 90万円)$ となるのに対し、X氏以外の9人の効用の水準は $U(90万円, 90万円)$ となる。これは、X氏が租税回避をせず、脱税することによって税負担を免れた場合の状況と何ら変わることがない³⁾。このような効用関数を用いた素朴な枠組みの下では、脱税と租税回避の経済厚生観点から見た違いをうまくとらえることはできない。（もっとも、上記のような枠組みでは、脱税と公金横領の区別もうまくとらえられない。すなわち、仮にX氏が公務員か政治家であって、10万円分の公金を着服してそれを自分の消費に使った場合の影響も同じことになる。違い

があるとしたら、公金横領は、特定の立場の人でないと実行しにくいことから、脱税や租税回避よりも防止がしやすいという点であろう。）

やや別の観点からの経済学的な（しかしやはり素朴な）アプローチとして、租税回避を納税者によるレントシーキング活動と解釈し、一定の金額が納税者のもに残るか国庫に入るのかをめぐる、納税者と課税当局が争うことであるとする考え方もありうるかもしれない。このように考えた場合、その厚生経済学的含意は、そのような争いに投下される資源（納税者の顧問税理士・弁護士や課税当局担当者の労働等）が社会的な観点からは浪費されている、ということになる。即ち、所得分配上の問題は別にして、租税回避に投入される資源（特に、優秀な税理士や弁護士の労働などは大変貴重な資源であろう）は浪費であり、租税回避は全く行われないことが社会的に望ましいということになる⁴⁾。

しかし、上記のような素朴な経済学的枠組みによっては、租税回避の問題を適切に論じることとはできない。特に、租税回避が法律的問題であることを認識した上でなければ、租税回避が行われる原因についても、その経済的含意についても、多少とも立ち入った議論することは困難である。そこで、次節では、租税法の性格について経済学の観点からの検討を試みる。

3) 即ち、X氏が脱税を行った場合も、租税回避を行った場合も、X氏の私的消費の水準が10万円分増加するとともに、公共財の水準が10万円分減少することになる。ここで、仮にもとの状態における公共財の水準が最適であったとすれば、脱税又は租税回避によって、公共財の供給水準が過小になる。このことによる資源配分の歪みが脱税又は租税回避の社会的費用である。なお、X氏の消費が増加してその分の税収が減少すること自体をどう評価するかは、基本的には所得分配の公平性に関する価値判断に依存するということになる。（前述の通り、本稿では、経済効率性の問題のみを扱い、分配の公平性の問題には言及しない。）

4) このような観点からは、大量の貴重な資源が浪費される租税回避よりも、納税者の行うギャンブルに過ぎない脱税のほうが、むしろ社会的に望ましいという評価が行われる場合もありうる。

Ⅲ．不完備契約としての租税法

市場における自由な取引が一定の意味で社会的に最適な状況をもたらすことになっている経済学の枠組みの中に法律の必要性を持ち込むには、取引の過程をより丁寧に観察する必要がある。（ここでは、まず、租税の存在を考えずに民間部門における通常の取引を検討対象とする。しかし、ほとんどの租税は、民間部門における取引の何らかの側面に着目して課されるので、民間部門における取引の考察は租税の問題とも大いに関連している。）そうすれば、市場における取引にはそれを実行するための費用（取引費用）を要することがわかる。コース（1992）は、基本的に、取引費用の存在が、企業や法律（更に、後述するように市場そのもの）が必要になる原因であると述べ、取引費用の存在を無視した経済理論の有用性は限られていると主張している。

市場において現実に行うためには、次のような3つの要素が必要であると考えられる⁵⁾。第一に、取引相手を見つけることであり、相手方がなければ取引は不可能である。実際には、取引の相手方を見つけることは、たとえ情報通信技術などを駆使できたとしても、必ずしも簡単なことではない。第二に、取引の条件について合意することが必要となる。市場に存在する競争圧力が、交渉の結果として成立する取引の条件をある程度規定する側面はあるものの、実際の個々の取引については、それが成立するまでに双方がかなりの労力をかけて条件面での合意に努めなければならない場合が少なくない。第三に、取引の両当事者が、合意した条件どお

りに互いの義務を履行することが必要であるが、それが必ずしも実現するとは限らない。例えば、一方が義務を履行（例えばある商品の引渡し）した後に、他方がその義務（例えばその対価の支払）を履行しないままに逃亡したらどうするのかといった問題が生じうる。以下では便宜上、上記3種類の要因から発生する取引費用を、それぞれ、第1種、第2種、及び第3種の取引費用と呼ぶことにする。

コース（1992；p.10）は、そもそも「市場とは交換を促進するために存在する制度」であるとして「市場は、交換条件を実効する費用を減ずるために存在している」と主張し、取引費用は存在しないと仮定する経済理論においては、市場は果たすべき機能をもっていないのではないかと疑問を呈している。また、コース（1992；p.9）が、企業の存在理由について「市場を通じて取引を実行するための費用に比べて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれる」と説明したことは有名である⁶⁾。

民間部門における取引に関する法律（以下ではこのような意味で「私法」という言葉を用いることとする。）が必要になる理由についても、同様に、取引費用を減少させるという観点から論じることが可能であろう。実際、例えば内田（2000；p.34）は、民法における「契約」は単なる約束ではなく、「法律上約束を守れと言える」ようにする制度であるという説明をしている。更に、「法律上約束を守れと言える」とは、例えば車を買いたい人（B氏）が車の所有者（A

5) コース（1992；p.9）は、この3要素を「探索と情報の費用、交渉と意思決定の費用、監視と強制の費用」と述べている。また、今井・金子（1988）は、このような取引費用が情報の不完全性に由来するものであるという考えのもとに、取引費用を「情報の不足に起因する資源のロス」（p.146）と位置づけている。

6) 但し、柳川（2000；p.36）が指摘しているように、企業内取引にすれば市場の失敗がなくなると単純に考えることはできない。

氏)から50万円で購入する売買契約を結んでいたにもかかわらず、代金を持っていったら、売るのをやめたと言われたケースについて、裁判所に訴えて「被告Aは原告Bに代金50万円の支払と引換えに車を引き渡せ」という判決をもらい、執行官に頼んで強制的に車を取ってくることができる、ということであると説明している。このような場合には、民法が、民間部門における取引に関して、上記の第3種の取引費用を削減する機能を果たしているという解釈をすることが可能であろう。

更に、私法の必要性についての経済学的観点からの説明として、契約の不完備性という問題が挙げられることがある(柳川(2000;第6章)参照)。契約に書かれている内容が不十分なものである場合(例えば想定外の事態が発生した場合の対応が取り決められていない場合)やその内容が不明確である場合、そのような契約は不完備であるとされる。実際には、あらゆる不測の事態をあらかじめ想定することは困難であるから、現実には締結されている契約の大部分は不完備なものである。従って、例えば、「契約どおりきちんと履行されたかどうか」をめぐる、契約当事者間で争いが生じる可能性がある。私法はそのような場合に、契約を補完する役割を果たしているというわけである。確かに、私法が不完備契約を補完するという役割を果たしている面はあろう。なお、不完備な契約しか書けない(あるいはあらゆる事態を想定した契約

を書こうとしても費用がかかりすぎる)ことも、取引費用の一種であるから、不完備性の問題は取引費用(特に、第2種の取引費用)の問題の一部であると考えられることもできよう。

一方、租税法は課税当局と納税者の間で結ばれる「契約」の内容を示したものであるという見方がある(Scholes et al. (2001); p. 4)。但し、課税当局はこの「契約」の条件(租税法の内容)について、一般には個々の納税者と交渉することはなく、納税者が受け入れなければならない標準的な契約内容を租税法という形で提示する。この点に関して Scholes らは、個々の納税者と個別に交渉することは、費用がかかりすぎるのでできないのであると説明している。本稿では、Scholes らに従い、租税法を一種の「契約」とみなした上で、それが不完備なものにならざるをえないことを示す。

もちろん、上記のような Scholes らの見方が妥当なものであるかどうかについては議論がありうる。例えば、租税法を「契約」と考えると、それは単なる比喻に過ぎないのではないかという批判がありうる。しかし、租税が、民間部門における自発的な意思決定に委ねていては適正に供給されない公共財を含む公共サービスのための財源として徴収されるものである以上、その徴収のための一般的なルールを法律の形にしたのが租税法であって、それはその社会の構成員が(一定の法的・政治的な手続きを経て)相互に結んだ契約であると考えられない

7) この場合の「契約」の一方の当事者である課税当局は、究極的には国民全体の agent であるが、国民の数の膨大さなどに起因するさまざまな取引費用のために、agent はそれ独自の行動様式をもつことになる。なお、仮に取引費用(あるいは情報の不完全性)が存在しないという非現実的な仮定を置けば、国民の合意によって、公共サービスの提供にかかる一定額の財源を、国民が自発的に支払う一括税で調達することも可能だということになるかもしれない。(そのような仮想的スキームの一例として、Ueng and Yang (2000)を参照。Ueng and Yang (2000)の表題(“Taxation with Little Administration”)が示唆しているように、このような世界では administration がほとんど不要になる。言い換えれば、税務執行の問題とは、ある制度下における課税プロセスに存在する取引費用に対応するために検討すべき課題である、と位置づけることもできよう。)そもそも、取引費用の存在を前提にしない場合には、一方では、租税回避の問題はもちろん、課税に関する厄介な問題(資源配分歪曲効果など)がほとんどなくなってしまうので、そもそも課税の問題を議論する必要もなくなってしまうし、他方では、租税裁定が極限まで行われる結果、ほとんどの課税は実施できなくなるのではないかという問題も生じる。従って、課税問題を多少とも現実的な枠組みで論じる場合には、取引費用への考慮が不可欠であろう。

こともない。更に、課税の執行は納税者と課税当局の間の相互関係であるので、そのルールを定めた法律は、機能的には、納税者と課税当局間の「契約」であるとみなすこともあながち無理ではない⁷⁾。

但し、「契約」といっても、租税法の内容は民間部門における私的な契約とは大きく異なる面がある。即ち、私的な契約は、双方の自由な意思で結ばれるものであるのに対し、租税は、納税者の意思にかかわらず、強制的に課されるものである。たとえ、租税法の内容がその社会の構成員の意思を反映したものであったとしても、個々の課税の局面では、納税者にとって強制的に課されるという性格がある。したがって、課税に関しては、納税者としてはできる限りその負担を軽減しようとするインセンティブが働くことになる。(私的な取引においては、例えば買い手があまりアグレッシブに値引き交渉をすれば、取引が成立しなくなり、買い手はその商品を手に入れないことになるのに対し、納税者が租税負担の軽減に成功すれば、それはそのまま納税者の利益になり、その納税者は税負担が低くなった分だけ公共サービスの享受から排除されるというようなことはない。)

租税の強制的な性格から、「契約」としての租税法の内容は、「一定の課税要件が満たされた場合に、一定の納税義務が生じる」という形で記述されることになる。租税制度が機能するためには、租税法は、例えば「納税者の所得に課税する」とか「消費に課税する」とかいう抽象的な規定を設けるだけでは不十分であり、具体的に課税要件（通常は何らかの経済的な取引に結びついている）を定めることが必要である。そして、租税法律主義の下では、租税法に記載された課税要件が満たされない場合には納税義務は発生しない、ということになる。

ところが、中里（1998；pp.37-38）が述べているように、「納税義務を課すべき対象である経済的な事実の全体を課税要件の中に取り込むことは、立法技術的にほとんど不可能である」し、また、「同一の経済目的を達成するための

私法上の構成は数多く存在するにもかかわらず、立法技術上の制約から、課税の対象とされているのは、（立法者の予測した）その一部でしかない場合が多い」のである。これは、租税法の規定が不完備であることにほかならない。こうして、税負担の軽減に対する納税者のインセンティブと租税法の不完備性という二つの条件のもとでは、租税回避が必然的に発生することになる。

なお、租税法が不完備であることの理由として、Scholes et al. (2001；p.20) は、次のように説明している。「仮に、あらゆる種類の取引に対してルールを定めた租税法の体系があるものと想定してみよう。納税者が締結しうる契約の無限の多様性を考慮すると、そのようなルールを書くことが困難であることは明白である。可能なあらゆる契約形態に対して租税法がどのように適用されるのかを定めることに要する費用は禁止的に高い。従って、現実には、より実地的なアプローチがとられている。すなわち、法令には一般的なルールが定められ、この不明確性から生じる問題を限界的な事例について解決することは、裁判所又は納税者と課税当局間の交渉に委ねられている。」

本節の議論を要約すると、租税回避は租税法の不完備性に起因する問題であるということになる。これに対して、節税は租税法上予定された行為であり、従って不完備性に伴う何らの問題も発生しないケースである。また、脱税は租税法の不完備性の問題ではなく、租税法に定められた規定（課税当局と納税者間の契約内容）のモニタリングと enforcement に関する問題である。即ち、租税回避と脱税は、取引費用の異なった側面（第2種の取引費用と第3種の取引費用）に関する問題である。従って、租税回避と脱税は、ともに租税負担の大きさをなるべく小さくしようというインセンティブに関連してはいるものの、経済学的な見地からも、異なった問題であると捉えられるべきである。次節では、租税回避を「否認されるかもしれないタックス・プランニング」であるとする中里（1998；

p.35) のアイデアをもとに、簡単なモデルを使った検討を行う。

IV. 租税回避の経済学的解釈

IV-1. 従来の経済学文献における租税回避の取り扱い

脱税に関しては、Allingham and Sandmo (1972) 以来、膨大な経済学の文献があるが、租税回避に関する文献は必ずしも多くない。ここでは、Slemrod and Yitzhaki (2000) をもとに、租税回避の経済モデルに関するごく簡単な文献サーベイを行う。

まず、納税者が一定の労働を投入したり一定の支出を行ったりすると（例えば自ら節税方法を研究するとか所得の一部を税理士への支払いに充てると）税負担が確実に軽減できるという状況下の納税者行動を分析するモデルがある。これは、確かに脱税に関する多くの文献が、脱税をギャンブルとみなし、納税者の危険回避度との関連で脱税の水準を検討するのとはやや異なったアプローチではある。しかし、上記のようなモデルは、租税回避というよりも、むしろ節税行動を分析するモデルであろう。（経済学者は、節税と租税回避の区別もあまり明確に区別しないことが多い。）このようなモデルからは、節税のための限界的な機会費用（例えば節税に労働を投入したために失われる賃金）あるいは直接的な費用が、節税によって得られる限界便益（税負担の減少）に等しくなるような水準まで、節税が行われるという結論が得られる。この他、節税活動と労働供給の関係（例えば、節税活動を考慮に入れた場合、税引き後の賃金が労働供給に及ぼす影響が、賃金率が変化したケースと税率が変化したケースで異なるかといった問題など）を分析した文献もある。

このような、一定の費用を負担すれば確実に課税が回避されるという前提で組み立てられた租税回避のモデルは、前節で検討した租税回避の法的性格（特に、租税法の不完備性との関連）を十分に捕らえることはできない。それらは、あくまでも節税のモデルであって、租税回避のモデルとは言えない。また、情報技術革新によって、通常の簡単な節税にかかる費用が次第に無視できる水準にまで下がっていくとしたら、ほとんどの納税者が可能な節税を行うことになり、節税活動の水準やその労働供給に与える影響を分析することにはそれほど意味はなくなるかもしれない。

一方、比較的規模の大きな企業において行われると考えられる大掛かりな（しかし否認される恐れのない）タックス・プランニングについても、それが確実に税負担の軽減をもたらすとしたら、そのためのコスト（タックス・プランニングの専門家への報酬など）とその便益（税負担の減少）を比較しながら、納税者は行動することになる。このような行動は、ファイナンスの観点から分析していくべきものであろう。即ち、タックス・プランニング投資と他の投資の収益率の比較などを比較して、納税者にとっての最適なタックス・プランニングが行われることになる。これは、重要な研究分野である⁸⁾が、租税法の不完備性と結びついた租税回避の問題とは別個の問題であるのでここではこれ以上言及しない。

租税回避に関して、Cowell (1990) のモデルは、ユニークな視点を提供している。Cowell (1990) は、納税者は一定のリスクをとって脱

8) 詳細は Scholes et al. (2001) を参照されたい。Slemrod and Yitzhaki (2000) のサーベイは、ファイナンスの分野をカバーしておらず、この分野における概説的な論文と言える Stiglitz (1985) や租税回避に関連する実証分析を“descriptive analysis of avoidance”と位置付けている。

税することができるが、同時に、一定のコストを負担すれば租税回避ができて、租税回避の対象になった所得を合法的に非課税扱いにすることができるという仮定の下で、脱税と租税回避の分析を行った。ここでも、租税回避は、確実に税負担を逃れる手段とされている。しかし、Cowell (1990) は、租税回避は脱税と異なり、公然と行われるから、それは当然課税当局に知られることになる（脱税の場合は税務調査がなければ課税当局に知られることはない）と考えた。そして、仮に y だけの租税回避を行うためのコストが $\Gamma + \gamma y$ であり、このコスト関数に関する情報がオープンなものであるとすれば、租税回避を行うことで、少なくとも $\Gamma / (t - \gamma)$ だけの所得があることを課税当局に知られることになり、従って、それ以下の所得を申告することはできない（脱税の大きさが限定される）ということを指摘した。このように、Cowell (1990) は、租税回避と脱税の間に情報面での違いがありうるという重要な点を論じたのである。

IV-2. 簡単なモデルの提示

上記のように、租税回避に関してはいくつかの経済モデルが提示されているが、いずれも、租税回避の法的な性格を十分に示したものとは言えない。そこで、「否認されるかもしれないタックス・プランニング」（中里（1998））としての租税回避を簡単なモデルで表現するために、「その租税回避が否認される確率」（より正確には、租税回避が否認されるだろう納税者が考える確率）という概念を導入し、 q で示すことにする。この確率 q は、あくまでも納税者が事前に想定するものであり、従って、以下のモデルにおいて、租税回避は事前的な概念として規定していることを強調しておきたい。なおここで、「否認される」とは、課税当局との交渉又は裁判で敗れたために、租税回避をしたはずの

所得が課税所得とみなされて課税されるという意味である。この q は、租税回避のために投入される費用 c の減少（非増加）関数 $q(c)$ であるとする。即ち、例えば優秀な税理士や弁護士に依頼すれば、租税回避を否認される確率は減少するが、優秀な税理士や弁護士を雇うにはより高額の報酬を出す必要がある、と想定するわけである⁹⁾。納税者の所得は y であり、租税回避の対象となって課税所得から除外される金額（あるいは、租税回避によって創り出せるマイナスの所得金額）は x とする。（ここでは、 x は納税者にとって所与であるとする。そうでない場合については後に検討する。）税率は t （比例税）である。このとき、納税者の税引き後所得を Y とすると、その期待値 $E(Y)$ は、

$$E(Y) = (1 - t)(y - c) + (1 - q(c))tx \quad (1)$$

となる。否認された場合の税引き後所得は $(1 - t)(y - c)$ であり（延滞税や加算税などのペナルティーは考えない）、否認されない場合の税引き後所得は $(1 - t)(y - c) + tx$ である。ここではとりあえず、 x が $y - c$ よりも大きい場合には税の還付（あるいは繰戻し）が行われるものと仮定しておく。

もし、納税者にとっての（税引き後期待所得を最大化するという意味での）最適な租税回避活動の大きさ（租税回避のために投入する費用の大きさ）が、内部解として存在するとしたら、その c^* は、

$$dE(Y)/dc = -(1 - t) - dq/dc(c^*)tx = 0 \quad (2)$$

を満たすはずである。2 階の条件を満たすためには、 q の c に関する 2 階微分が正でなければならないが、租税回避に投入する費用の効果 (q の限界的な減少の大きさ) は低減すると考えたほうが自然であるから、2 階の条件は満たされているものとする。内部解については、 $dc^*/dt > 0$ 、即ち、限界税率が高いほど租税回避活動

9) ここでは、簡単化のために、租税回避のために支払う費用は、否認されるか否かを問わず、所得から控除できるものと仮定する。

が活発になることを示すことができる。これは、限界税率が大きい場合には、租税回避に要する費用の税引き後負担が小さくなる（租税回避にかかる費用は控除できるものと仮定している）のに対し、租税回避が成功した場合に得られる便益は、限界税率が高いほど大きいためである。また、 $dc^*/dx > 0$ （租税回避の対象となる所得が大きいほうが租税回避は活発になる）であることも示すことができるが、これは自明であろう¹⁰⁾。より現実的な想定の下では、 q は c の滑らかな減少関数ではないであろう。特に、 c の値がある一定限度に達しない間は、 q の減少効果が見られないと考えるのが適当であろう。このような場合には、前提条件によっては、 $c = 0$ 、即ち、租税回避を全く行わないことが最適な対応である場合もある¹¹⁾。

なお、 q が c の一次の関数であれば、内部解は存在せず、納税者は全く租税回避を行わない（ $c = 0$ ）か、あるいは、租税回避を極限まで行う（モデルの作り方によるが、例えば q がゼロになるまで c を増加させる）かのいずれかを選択することになる。具体的には、

$$q = 1 - kc \quad (0 \leq q \leq 1) \quad (3)$$

とすれば、 $-1 + t + kxt$ が正であれば $c = 1/k$ （このとき $q = 0$ ）、負であれば $c = 0$ となる。従って、 t 、 x 、 k のいずれかが十分大きければ、租税回避が極限まで行われることになる。

以上のような租税回避のモデルは、従来の脱税や節税のモデルとどこが異なるだろうか。まず、否認されるかどうかは事前にはわからないこととしている点で、節税のモデルとは異なる。

節税の場合は、(1)式において、 $q = 0$ なので、 tx が $(1-t)c$ よりも大きい限りにおいて、節税が行われることとなる。脱税のモデルとの差異は(1)式からは必ずしも明らかではない。即ち、納税者にとって脱税が可能な所得 x が与えられ、脱税のために費用をかけるとそれが税務調査によって摘発されにくくなる（例えば、税務調査が行われる確率は所与であるが、調査されても脱税を巧妙に行っていれば指摘されなくてすむ確率が高まるとする）という場合には、(1)式はそのような脱税活動の水準を定める式と読み替えることができてしまう。

従って、脱税と異なる租税回避の特質は、(1)式の形だけからは明らかにならず、むしろ、(1)式の中に示されている確率 q の意味を考察することが重要になる。(1)式を脱税の意思決定に関する式であると解釈すれば、 q は、課税当局によってその脱税が発見されてペナルティーを課されると納税者が考える確率である。脱税が発見されるかどうかは、個々の納税者にとっては重要である。しかし、社会全体の観点からは、全体的な脱税発見確率が脱税の全般的な水準に影響するということはあるとしても、どの納税者の脱税が発見されるかということはあまり大きな問題ではない。また、どの納税者の脱税が発見されたかという情報は必ずしも多くの人々に共有されない。従って、ある特定の納税者の脱税が発見されようとされまいと、社会全体にとっては大きな違いはない。

これに対して、租税回避の場合は、当該租税回避が否認されたかどうか、またどのような理由でそうなったのかということが、特に、裁判

10) なお、経済活動の国際化・情報化は、一般に x の値を大きくする傾向があると考えられる。

11) ここで、 $c = 0$ の場合には、租税回避が行われないのだから、(1)式右辺の第2項は消えるはずである。このためには、形式的に、 $q(0) = 1$ と仮定しておいてよい。

12) 実際には、納税者の実行する租税回避スキームが課税当局に発見されないままに終わることもありうる。タックスシェルター（課税逃れ商品）をモデル化した Gergen (2002) は、この点を明示的に考え、Pd（タックスシェルターが発見される確率）と Pa（発見されたタックスシェルターが否認される確率）を別個に考え、当該タックスシェルターの利用者が増えるに従って、Pd が上昇するために、タックスシェルターの普及には一定の限界があると述べている。Gergen 論文の存在については、増井良啓先生（東京大学）に指摘していただいた。

になった場合には、多くの人々の知るところとなる。脱税は個々の納税者が内密に行うものであるのに対し、租税回避は比較的オープンに行われ、その結果もかなりオープンになる場合がある¹²⁾。ある租税回避が否認されたかどうかを知ることによって、他の納税者は、その後に同様なスキームを用いた場合に、どのような処理が行われるかに関してある程度予想を立てることが可能になる。もちろん、租税回避は個別性の強いものであり、類似のケースの取り扱いがそのまま他のケースの取り扱いと同じになるとは限らない。しかし、特定のケースにおける結果は、他の類似のケースにおける q （納税者が考える否認確率）に大きな影響を与えると考えられる。言い換えれば、(1)式は、多くの納税者の多くの期間において成立するが、その多くの式の中で、それぞれの q は独立ではなく、結びついているのである。（一方、(1)式を脱税の行動を表す式である場合には、それぞれの納税者にとっての q は互いにほぼ独立であると考えてよいであろう。）

より具体的には、ある租税回避についてそれが否認されるかどうかの判断が示されることによって、同様のタイプの租税回避を行おうとしている納税者の想定する否認確率 q が、ゼロ（是認された場合）あるいは1（否認された場合）に近づくことが期待される。特に、租税回避に対する裁判所の判決が「正しい」とすれば、租税回避スキームの是認は、そのスキームを租税回避ではなく、節税と位置づける（ $q=0$ とする）ことになり、逆に、租税回避の否認はその後と同様のスキームが実行された場合も否認される確率が高い（ q が1に近い）ことを納税者に認識させるとともに、 $q=1$ であることをはっきりさせるための法律改正などを促すことになる¹³⁾。但し、このようなプロセスは常に進行していくものであり、新たな取引方法や新た

なビジネスモデルの出現に伴って、常に新しい租税回避スキームが開発されていくから、租税法はいつまでたっても不完備な状態からは抜け出せないことを認識しておく必要がある。

次に、(1)式は、必ずしも一つのタイプの租税回避を表現していると考えする必要はない点に留意が必要である。(1)式において、 c を増加させていった場合 q が減少するのは、租税回避の方法がより複雑で巧妙なものになるためであると考えるのが素直な解釈であろう。とすれば、同じ(1)式でも、 c が小さい場合と大きい場合では、租税回避のあり方が大きく異なり、 c が大きい場合のほうが、租税回避がよりアグレシブなものになると考えられる。この点を考慮しつつ、租税回避の厚生経済学的評価を試みる。以下の分析は極めてラフなものであり、あくまで試論であることをお断りしておく。なお、(1)式においては、租税回避の対象となる所得 x はあくまでも所与で一定である。（租税回避の程度によって x が変化するケースについては、後で簡単に言及する。）

租税回避の社会的な観点から見た直接的な費用は、①租税回避のスキーム考案のために投入される人的資源にかかる費用、②経済的には意味のない複雑な取引を遂行するための直接的な費用、③租税回避への対応について決着をつけるために納税者と課税当局が行う交渉あるいは裁判等のための費用である。このうち、②のタイプの費用は、情報通信技術などの進展によって、かなり低下しているものと考えられる。この他に、間接的な費用として、租税回避が行われる結果、納税者（企業など）の投資行動などに歪みがもたらす結果として生じる資源配分上のロスがありうるが、この点はここではとりあえず考えないこととする。なお、租税回避による税収の減少も、それに対応する納税者の税引き後所得の増大と相殺されるものととりあえず

13) $q=0$ または $q=1$ とならなくても、判例などが納税者の想定する関数 $q(c)$ の形に影響を与えることによって、その後の（他の納税者も含めた）租税回避行動に影響が生じる。例えば、否認の判例によって $q(c)$ の（負の）傾きが小さくなれば、租税回避行動が抑制されるであろう。

は考えておく¹⁴⁾。

一方、租税回避の社会的な便益は、それによって、限界的なケースにおける租税法の適用が（例えば個別否認規定の整備によって）はつきりすることによって、あるいはそこまでいなくても納税者の考える q の値がよりゼロか1に近づくことによって、租税システムの予見可能性が高まることである¹⁵⁾。この便益の大きさを計測することは困難であるが、租税法の不完備性を考慮すれば、租税回避が不完備を部分的にせよ除去する役割を果たしうることは期待できよう¹⁶⁾。この便益の大きさは、問題となった租税回避が一般的な状況のもとで行われるものであるか、極めて特殊な状況下でしか適用できないものであるかによって異なる。前者のような租税回避に対する取り扱いが明確化することは、租税システム適用の予見可能性を増大させる効果が大いなのに対し、後者のような場合はそのような効果があまりないと考えられる¹⁷⁾。

上記のような仮定のもとでは、社会的に望ましい水準の租税回避は必ずしもゼロではないが、(1)式を最大化するような水準の租税回避は社会的に望ましい水準を超過する場合が多いのではないかと推測される。

まず、租税回避がゼロの状況が必ずしも社会

的に望ましくないことを説明しよう。第一に、前節で議論したように、あらゆる場合に対する適用を明らかにするような租税法の文言を書くことは技術的に不可能であり、仮に、それを目指して、租税法を制定しようとするれば、租税法の文言は無限に長くなり、その制定・適用に伴う費用がどこまでも大きくなって、その費用が租税回避を根絶する便益を上回ってしまうであろう。第二に、本節の議論が示唆するように、仮に租税回避が全く行われなくなれば、租税法の不完備性は、そのまま存続し、租税法の適用に関する予見可能性の向上がもたらされない可能性がある。この意味で、ある種の租税回避は、租税法の不完備性を補完する役割を果たしている可能性がある。即ち、租税回避という納税者の行動が、現行の租税法の不十分な点を浮き彫りにし、租税法の改善を促す契機になりうるのである。従って、租税回避が全く行われない状態が、社会的に望ましいとは必ずしも言えない。

一方、租税回避が個々の納税者にとって「最適」な（即ち、(1)式を最大にする）水準まで行われることも社会的に望ましくない可能性が高い。なぜなら、 c が増加するに従って、租税回避のスキームは複雑化してその企画・実施・（裁判所などによる）評価のための限界的な費

14) この状況は、租税回避を行う納税者が外国人・外国企業である場合には全く異なることに留意されたい。即ち、外国人・外国企業の行う租税回避によって失われた税収はそのまま日本全体としての損失になる。しかし、本稿ではとりえず国際的な側面は無視して議論を進めていきたい。なお、国際的な租税回避問題を考える際には、各国の租税法の不完備性ととともに、租税条約の不完備性、および各国の租税法・租税条約間に存在する差異（不整合性）が利用されることにも考慮する必要がある。

15) ここでは、暗黙のうちに、課税当局側には「限界的なケースにおける租税法の適用を明らかにする」ことに対するインセンティブが十分には存在しないことを仮定している。

16) もうひとつ考える租税回避の便益は、それが脱税を抑制するかもしれないという点であるが、この点は後に検討する。なお、予見可能性の高まりそれ自体がどの程度望ましいことであるのかについては議論がありうるが、適用のされ方がはつきりしない租税システムの資源配分攪乱効果は大いと考えられる。

17) 租税回避が結果的に租税法の適用の明確化を促す可能性がある点をモデル上で表現するためには、(1)式中の q を確率変数と考え、その分散（あるいは標準偏差）がこれまでに行われた租税回避に影響を受けるという形で考えることができるかもしれない。この点は、樋口美雄先生（慶応大学）に指摘していただいた。例えば、 q は平均 μ 、標準偏差 σ の確率分布に従い、 σ は、これまでに行われた租税回避に関する判決などの集積 J の減少関数であるとする。この場合、 $E(U(Y)) = U(Y(\mu) - R)$ で定義されるリスクプレミアム R は σ の増加関数、従って、 J の減少関数となる。従って、個々の租税回避 c 自体は社会的費用の増大をもたらすが、一方、その後の J の増加によって、 R の減少という形で社会厚生が増加がもたらされる面があると考えられることができるかもしれない。

用（社会的限界費用）が高くなるとともに、租税回避スキームが当該納税者の個別的な事情により大きく依存した特殊なものになって（個々の納税者にとって「最適」な租税回避スキームは当該納税者が置かれた個別事情に適用される例外的な法規制を可能な限り利用しようとするものであろう）、租税システムの予見可能性を高めるといふ社会的限界便益は低くなる。こうして、納税者にとって最適な c の水準で行われる租税回避については、その限界費用が限界便益を上回る場合が多いと考えられるからである。このような場合には、租税回避の水準を(1)式が最大化される水準よりも低くする（租税回避活動を抑制する）ことが望ましい。

租税回避行動を抑制するためには、何らかの方法で、納税者が最大化しようとする(1)式の形を変える必要がある。第一に、租税回避が否認された場合には、租税回避のために投入した費用は損金算入を認めないことが考えられる。このようなルールの下では(1)式は

$$E(Y) = (1-t)(y-c) + (1-q(c))tx - q(c)tc \quad (4)$$

となる。(4)式を最大化する c は(1)式を最大化する c よりも小さい。即ち、租税回避がある程度抑制されることになる。このようなルールは、中里（2002；p.276）が、ある否認された租税回避スキームのコンテキストで述べている「仮に、本件出資金が課税逃れサービスの対価であるとすれば、その損金算入は認められないと解すべきであろう」という考え方とも整合的である。なお、租税回避が否認された場合に延滞税や加算税が課されることも租税回避を抑制するのに役立つであろう。第二に、課税当局が行き過ぎた租税回避に対しては厳しく対応することについて、個別のケースについて実績を重ねて

いけば、(1)式における関数 $q(c)$ の形を租税回避が抑制される効果があるように（ c^* の値が小さくなるように）変化することが期待される。なお、(1)式が内部解を持つ場合には、重要なのは否認確率の水準ではなく、よりアグレシブな租税回避を行った場合に、課税当局が厳しく対応できると納税者が考えるかどうかのポイントあることに留意されたい。特に、ある c の水準を越えると dq/dc がゼロになると納税者が考えるようになれば、納税者はその水準を越える租税回避は行わないことになる。第三に、前述のとおり、限界税率（(1)式における t ）が高いほど租税回避が活発になるので、仮に限界税率を引き下げることができれば、租税回避を抑制する効果がある。

以下で、もう少し一般的な租税回避抑制策について若干検討する。まず、租税回避の抑制のために一般的否認規定（例えば「それを容認した場合には税負担の不当な減少をもたらすような行為や計算は否認される」といった規定）は、有効であろうか。一般的否認規定の効果についての租税法学者の見解は概ね否定的なようである¹⁸⁾。確かに、一般的な否認規定があると、(1)式の関数 $q(c)$ は、一般には上方にシフトするであろうが、同時にその関数がより不安定なものになるかもしれない¹⁹⁾。即ち、「税負担の不当な減少」とか「濫用」とかの一般的な言葉は、納税者と課税当局間で、あるいは異なった納税者間でその解釈が大きく異なると考えられ、一般的な否認規定の存在がかえって、租税法の適用に関する安定性を失わせる可能性がある。従って、たとえ一般的否認規定が租税回避をいくらか抑制する効果をもったとしても、それが租税システムの予見可能性を損なうことによる社会的費用のほうがむしろ大きくなる可能性は十分ある。

18) 例えば、中里（2002；pp.183-4）は、「一般的な否認規定は、あってもなくても同じことである場合が少なくないのではなかろうか。つまり、一般的否認規定が存在したとしても、その解釈・適用をめぐる法的紛争が生ずるから、問題はやはり司法的な対応にゆだねられるはずである。」と述べている。

19) q を確率変数と考えた場合には、その確率分布の分散（あるいは標準偏差）が、一般的否認規定の導入によって大きくなるということになる。

次に、事前照会手続きによって租税回避の問題に対応すべきであるという考え方がある。納税者が課税当局に事前照会を行い、その回答を得ることができれば、(1)式における不確実な要素である q の値が、0 か 1 かに定まることになる。仮に $q=0$ であるという回答が得られれば、納税者は安心してそのスキームを節税スキームとして用いることができる。一方、課税当局にとっては、 $q=0$ という回答を出すのはかなりリスクな面がある。特に、事前照会の段階で納税者が提出する情報が完全なものかどうかをチェックすることはかなり困難な作業であろう。また、完全な情報を提出した上で判断を求める場合には、その回答は当該案件のみに有効な極めて個別的なものとなろう。そのような個別的な回答を出すために、大きな行政費用（これも社会的観点からの費用の一部である）がかかるという問題がある。従って、一般的には事前照会手続きの充実が望ましいとしても、それが、納税者が租税回避を行う際のリスクを解消するためのコストを課税当局に負わせるという側面があることを考慮すると、納税者側に相当の費用負担を求めることが適切であろう²⁰⁾。（もし、費用負担がなければ、納税者としてはダメもとで多くの事前照会を行うことが合理的な行動になる。）

なお、租税回避スキームのプロモーター間の競争が十分に行われれば、租税回避が有効に（社会的に望ましい水準に）抑制されるかどうかという問題がある。例えば、ある租税回避スキームについて事前に当局から承認を得られないままに実行し、結果的にそのスキームが否認された場合には、そのスキームを売り込んだプロモーターの評判が下がり、その後の業績が悪化する（例えば競争相手に顧客を奪われる）ことをあらかじめ考慮して、あまりにもアグレッシブな租税回避スキームの開発を自重して、租税回避

の水準が抑制されるのではないかと、といった問題がある。このような点の検討には、タックスシェルター産業の産業組織論的分析を含め当局、納税者、プロモーター（複数）間のゲームに関する検討が必要であり、別の機会に譲りたい。なお、中里（2002；第12章）が論じている、租税回避スキームが失敗した場合に、投資家がプロモーターへ損害賠償請求ができることを確保するという考え方について、中里（2002）は、これを消費者保護の観点から論じているが、損害賠償請求制度の租税回避の水準に対する影響を考えようとする場合にも、タックスシェルター産業の行動分析が必要であろう。（損害賠償請求ができれば、タックスシェルター産業側のリスクは増大するが、投資家側のリスクは軽減されることになる。）

IV-3. 若干の拡張と数値例

上記の(1)式のような租税回避のモデルは大変単純かつ抽象的なものであり、多くの要素を捨象してしまっていて、現実的でないかもしれない。そこで、以下では、モデルを若干複雑化した場合（多少複雑化したところで、依然として抽象的なものではあるが）について、ごく簡単に検討していきたい。

まず、(1)式においては、租税回避の対象となる所得 x は、納税者にとって所与であるとしているが、租税回避に費用を投入することで、 x 自体を増加させることができる場合、逆に言えば、租税回避の対象となる所得を大きくするためには費用がかかると想定すべき場合もあるかもしれない。このような場合には、(1)式は、

$$E(Y) = (1-t)(y-c) + (1-q(c))tx(c) \quad (5)$$

となる。(5)式は、租税回避に投入する費用を増加させると、その租税回避スキームが否認される確率が減少するだけでなく、租税回避によっ

20) 現状においては、事前に当局に問い合わせても明確な返答を得られず、納税者が(1)式で表されるようなリスクを負ったままで行動することを余儀なくされているという形で納税者が費用を負担している場合があると解釈することもできる。

て課税を逃れることのできる所得 x も増加する ($dx/dc > 0$) という仮定のもとに、最適な租税回避の水準 c^* を定めようとするものである。

もし、 c^* が内部解であれば、(5)式において、 $dE(Y)/dc = 0$ が満たされるはずである。しかし、(5)式においては、1階の条件が満たされても、2階の条件が満たされない恐れが強い。即ち、(5)式を c によって2回微分すれば、

$$E''(Y) = -q''tx - 2tq'x' + (1-q)tx'' \quad (6)$$

となるが、(6)式において、第1項は負であり、第3項も負であると仮定 ($x''(c) < 0$) することができるが、第2項は正になるため、(6)式は必ずしも負にならないのである。(6)式が負でなければ、(5)式を最大化する c は、コーナース解をとることになり、仮に租税回避が行われればそれは極限まで行われる（租税回避に投入する費用を最大限増加させる）ことになる。実際には、 c を大きくしていけばいつかは x' か q' がゼロになると考えるので、 c が無制限に大きくなることはない。しかし、 c が q を低めるだけでなく、 x も大きくする効果をもつと仮定することによって、租税回避は(1)式における状況以上にアグレッシブになる（従って、租税回避の社会的費用が(1)式の場合以上に増大する）ことは明らかであろう。なお、実際には、 c と x の関係は非連続的なものであると考えられるので、さまざまなコーナース解が出る公算が大きく、上記のような微分係数に関する議論が妥当する局面はそれほどないかもしれない。

一方、 x が増加するにつれて、租税回避スキームがより無理の多いものとなり、否認確率が増加するという可能性もある。即ち、(5)式において、 q は c だけでなく、 $x(c)$ の関数でもあり、関数 $q(c, x(c))$ において、 x に関する偏微分係数が正であると考えられる場合がある。このような場合には、 dq/dc は必ずしも負ではなく（あるいは負であったとしてもその絶対値は小さく）、租税回避の水準は(5)式の場合よりは抑

制されることになる。なお、この特殊な場合として、 q は c の値にかかわらず定数であり、 c は x だけに影響するというケース²¹⁾を想定することもできるが、この場合には、納税者にとって最適な内部解が存在し、その c^* の水準は限界税率が大きいほど大きくなることを容易に示すことができる。

次に、脱税と租税回避の間の選択が行われる場合について、簡単な数値例で検討してみたい。所得 y の納税者がそのうちの x について、租税回避をするか脱税をするか、あるいはどちらもしないかのいずれかを選択するものとする。(脱税と租税回避のいずれか片方のみ行うという仮定は、脱税をすれば租税回避を行う必要がなくなるし、租税回避をすればその申告内容を厳しくチェックされて、脱税はできなくなる、この意味で、租税回避は脱税を抑制する効果があるという想定に基づいている。) 租税回避は定額 c を投入して行われ、否認確率は q (定数) である。脱税の発見される確率は p であるが、これは真の所得 y に比例するものとする ($p = ay$)。(これは必ずしももっともらしい仮定ではないかもしれないが、高所得者や大企業が比較的高い確率で税務調査を受けることを念頭においたものである。) それぞれの場合の税引き後期待所得は以下の通りであるとする。

$$Ya = (1-t)(y-c) + (1-q)tx \quad (\text{租税回避を行う場合})$$

$$Ye = (1-t)y + (1-ay)tx \quad (\text{脱税を行う場合})$$

$$Yh = (1-t)y \quad (\text{租税回避も脱税も行わない場合})$$

納税者は、上記のうち、最も高い値をとる戦略を選ぶものとする。このような状況のもとでは、 y が一定 ($1/a$) 以上で、かつ x が一定 ($c(1-t)/t(1-q)$) 以下の納税者は、租税回避も脱税も行わない。脱税を行うのは、 y が一定以下の納税者であるが、 y が一定以下でも x があ

21) これは、 c の q に対する直接的な効果（租税回避が巧妙になり否認確率が減少する効果）と c の x を通じた q への効果（租税回避が大胆になり否認確率が増大する効果）がちょうど相殺されるケースである。

る程度大きい場合には、脱税ではなく、租税回避が行われることになる。

この数値例では、 y の値にかかわらず、 x (租税回避又は脱税を行える所得) が大きくなれば、租税回避を行うことになる²²⁾。経済活動の国際化や情報化は x を大きくする傾向があると考えられる。また、租税回避のために投入しなければならぬ費用 c が小さくなると、脱税ではなく租税回避が選択される領域が拡大する。もちろん、このような簡単な数値例から確定的なことは何も論じられないが、数値例は、今後、租

税回避が問題となるケースが増大するであろうという一般的予想と矛盾しない。また、 x が十分大きくなれば、よりアグレシブな (c の値が大きい) 租税回避がペイするようになる。更に、個々の納税者にとって、税務訴訟まで行って課税当局と争うことは大きな費用負担 (大きな c の値) を伴うことを考えると、近年、税務訴訟が増加してきた背景には、納税者のメンタリティの変化とともに、 x の増大という客観情勢の変化があるのかもしれない。

V. 結語

これまで、経済学の文献においては、脱税と租税回避が必ずしも十分に区別されることなく論じられてきたきらいがある。しかし、租税回避と脱税は経済学的観点からも異なったアプローチで分析すべきである。なぜなら、問題の性質が、前者は契約の不完備性であるのに対し、後者は契約内容のモニタリングと enforcement であり、両者は経済学的に別の種類の問題ととらえられるからである。特に、「不完備契約」としての租税法が租税回避の問題を必然的に生み出すことについて、経済学的に検討を進めていくべきであろうと考えられる。この場合、「法と経済学」の視点が重要になる。

本稿はこのようなアプローチで租税回避の問題を論じようとする試みのとりあえずの出発点にすぎない。残された問題は山積している。例えば、本稿では、租税回避と税負担の公平の問題は全く考慮せず、もっぱら資源配分上の問題のみを扱ってきた。仮に公平性の観点や税に対する人々の信頼性の問題を考慮すれば、社会的

に最適な租税回避の水準はより低くなるであろう。しかし、このような場合であっても、租税法の不完備性から、租税回避を完全に排除することは困難であることを認識しつつ租税回避対策を考えることが必要である。また、本稿では、租税回避の国際的な側面を全く考慮していない。国際課税のコンテキストで租税回避の問題を考えるには、複数の国家間の利害の対立を考慮に入れる必要がある。この点については別の機会に論じてみたいと考えている。なお、租税回避と脱税の経済学的分析に関連して、国税通則法や国税徴収法といった「租税手続法」の検討も重要であろうと考えられる。このような法律に関しての経済学的な分析はこれまでまだほとんど行われていないのではないだろうか。この点も、租税回避をテーマとする本稿の範囲を超えるものであるが、今後の課題としたい。

最後に、租税回避の問題の検討にあたっては、具体的な租税回避スキームを念頭において行わなければならない実のあるものとはなりえない点

22) 更に、租税回避はマイナスの所得を創り出す行為であり、脱税はプラスの所得を隠す行為であることを考慮すれば、租税回避の場合には x が y よりも大きいこともあり得るが、脱税の場合には $y \geq x$ という制約が課されていると考えるほうが自然かもしれない。であるとすれば、「 y の値に係わらず、 x が大きくなれば、(脱税ではなく) 租税回避が行われることになる」という傾向はより強くなる。

を再度確認しておきたい。租税法上の困難な問題は、具体的なコンテキストで発生するものである。その背景には租税法の不完備性、更に一般的には、課税プロセスにおける取引費用の問題がある。租税政策を考える上で執行上の考慮が不可欠であることはしばしば指摘される²³⁾が、この指摘は、租税政策の検討にあたって、「法と経済学」（あるいは取引費用の存在を明示的に前提としたアプローチ）の観点が不可欠であ

ることの別の表現なのかもしれない。あらゆる租税制度は、執行可能性の考慮なしにはほとんど無意味であり、また、執行上の具体的問題が租税制度に影響を与えていくのである。このような制度と執行が相互に影響を与えていくというダイナミックなプロセスが現実の租税システムには存在しているし、また、逆にそのようなプロセスが機能しないようないかなる租税システムも存続できないであろう。

参 考 文 献

- 今井賢一・金子郁容（1988）『ネットワーク組織論』岩波書店。
- 内田貴（2000）『民法Ⅰ』（第2版補訂版）東京大学出版会。
- 金子宏（2002）『租税法』（第8版増補版）弘文堂。
- コース・ロナルド・H（1992）『企業・市場・法』（宮沢健一他訳）東洋経済新報社（原書：Coase, R. H. (1988), *The Firm, the Market, and the Law*, The University of Chicago Press.）。
- 中里実（1998）『金融取引と課税』有斐閣。
- 中里実（2002）『タックスシェルター』有斐閣。
- 増井良啓（1994）「「簡素」は税制改革の目標か」『国家学会雑誌』Vol.107, No. 5・6。
- 増井良啓（2002）「税務執行の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号。
- 柳川範之（2000）『契約と組織の経済学』東洋経済新報社。
- Allingham, M. G. and A. Sandomo (1972), “Income Tax Evasion: A Theoretical Analysis”, *Journal of Public Economics*, Vol. 1, No. 3 - 4, pp.323-338.
- Bankman, J. (2002), Commentary: “Modeling the Tax Shelter World”, *Tax Law Review*, Vol.55, No. 3.
- Cowell, F. (1990), “Tax Sheltering and the Cost of Evasion”, *Oxford Economic Papers*, Vol.42, No. 1, pp.231-243.
- Cross, R. and G. K. Shaw (1982), “On the Economics of Tax Aversion”, *Public Finance*, Vol.37, No. 1, pp.36-47.
- Gergen, M. P. (2002), “The Logic of Deterrence: Corporate Tax Shelters”, *Tax Law Review*, Vol.55, No. 2.
- Scholes, M. et al. (2001), *Taxes and Business Strategy: A Planning Approach*, 2nd. ed. Prentice Hall.
- Slemrod, J. and S. Yitzhaki (2000), “Tax Avoidance, Evasion, and Administration”, NBER Working Paper Series, Working paper 7473.
- Stiglitz, E. J. (1985), “The General Theory of Tax Avoidance”, *National Tax Journal*, Vol. 38, No. 3, pp.325-337.
- Ueng, K. L. G. and C. C. Yang (2000), “Taxation with Little Administration”, *Journal of Public Economics*, 75, pp.145-156.

23) 最近の論考として、増井（2002）を参照。